

事務連絡

令和2年4月28日

各区市福祉事務所 }
西多摩福祉事務所 } 生活保護担当課 御中
各支庁 }

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の宿泊料に係る
住宅扶助基準の厚生労働省協議の方法について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
標記の件について、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）の3「なお、一時的な宿泊料に係る住宅扶助基準について、これによりがたい場合は、厚生労働省社会・援護局保護課宛てに協議すること。」に基づき行う協議（以下「本件協議」という。）の方法について、「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」（令和2年4月8日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）の2において、追って連絡するとお伝えしていたところですが、厚生労働省社会・援護局保護課と協議の方法について調整がつきましたので、本件協議を行う際は、下記のと通りの取扱いをお願いします。

記

1 協議の対象者

緊急事態宣言期間中に生活保護を申請した失業等により居所のない者（東京都において確保した緊急一時宿泊場所の利用者を含む。）で、保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める範囲内では個室の無料低額宿泊所や簡易宿所等の宿泊施設の確保が困難と実施機関が判断した者

2 上限額について

本件協議において、住宅扶助の上限額は示されていませんが、都においては、都内簡易宿所の宿泊料の相場等を参考に、上限4,000円（月額12万円）程度までを一応の上限の目安として設定します。

なお、住宅扶助特別基準限度額（月額69,800円以内）の範囲内までであれば、本件協議を経ずに、実施機関の判断において住宅扶助として宿泊料相当額の支給を認めて差し支えありません。

3 協議の方法

(1) 別添様式「●●福祉事務所_住宅扶助協議.xlsx」事前協議欄に記入の上、ファイル名に福祉事務所名を入力して下記のメールアドレスに送付願います。

送付先メールアドレス：S0000226@section.metro.tokyo.jp

なお、福祉事務所（課や事務所）が複数ある区市は、それぞれの課や事務所からの直接の提出で差し支えありません。

(2) 協議は随時受け付けます。また、協議の結果も厚生労働省から連絡があり次第連絡します。

※事前の協議を原則としますが、緊急時等は事後の協議となっても構いません。

可能な限り、速やかな連絡をお願いいたします。

(3) その後、上記様式の事後協議欄に利用者情報の報告並びに事前協議の上限額を超える場合はその額及び上限額を超えることとなった理由を記入の上、上記のメールアドレス宛てに提出してください。

提出は、概ね令和2年6月中にお願いします。

例)

№	利用理由	利用宿泊場所名	所在地	利用期間(最大)	稼働(利用予定数)(※1)	宿泊料(※2)	宿泊料(上限額)
1	緊急事態宣言による居場所喪失 新型コロナウイルス感染症に伴う失職	ホテルA	新宿区〇-〇-〇	30日	20	3,000~4,000	120,000

事前協議を行ったホテルAの利用に関し30日の上限額120,000円

[Aさん：4月27日から5月26日まで利用。一泊3,000円]

・4月分一時的な住居に係る住宅扶助・・・3,000円×4日=12,000円

・5月分一時的な住居に係る住宅扶助・・・3,000円×26日=78,000円

合計 90,000円(上限内)

4 適用可能期間について

厚生労働省との協議の結果、本件協議の適用可能期間は、アパート等の住居を確保するまでの必要最小限度の期間とし、最大でも30日間とします。

<担当>

福祉保健局生活福祉部保護課保護担当

電話 03-5320-4064

○一時的な貸付に係る住宅給付金等について（学生労働者協賛分）

【事前協議】（利用履歴）

No.	利用理由	利用貸付部所名	所在地	利用期間（最大）	原積（利用予定額）（※1）	償還料（※2）	償還料（上限額）
1							
2							
3							

(※1) 利用する可能性のある人数（利用期間の始期及び終期が利用者毎に異なる場合でも、利用期間内の利用予定人数の総数）を入力してください。
 (※2) 日ごとの償還料が異なる場合は、可能であれば金額の総を入力し、償還料（上限額）は、最大値を入力してください。

【事後協議】（利用者）

No.	利用者名	利用理由	利用貸付部所名 （上記の1～番号による）	利用期間	日数	償還料（上限額） （※3）	事後協議より上限額が 上回る場合の理由
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

(※3) 償還料は事前協議で定められた上限額の範囲内であれば入力可能。ただし、当該上限額を上回る場合は、実額を入力の上、上限額を上回った理由を記載する。